

書 評

BOOK REVIEW

古川 景一・川口 美貴 著

『新版 労働協約と地域的 拡張適用』

——理論と実践の架橋

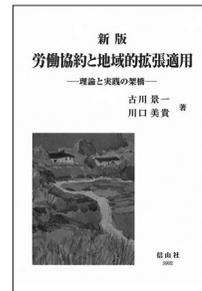
植村 新

1 本書のテーマと特徴

労働協約が有する規範的効力（労組法 16 条）の適用範囲は協約当事者およびその構成員に限定されるから、規範的効力による労働条件の維持・改善は協約当事者たる労働組合の組合員にしか妥当しない。企業別協約の場合、労働協約を締結した使用者は自企業のみ労働コスト上昇によって他企業との関係で競争力を低下させ、場合によっては倒産の憂き目に遭う。これでは、労働協約による労働条件の維持・改善は覚束ない。労組法 18 条が規定する労働協約の地域的拡張適用はこうした問題を解決する制度であり、本書はこの地域的拡張適用制度（以下、「本制度」ともいう）に関する現時点で最も本格的な研究書である。

本書について、2 つの特徴を指摘できる。① 2011 年に刊行された前書¹⁾の改訂版であること、②弁護士と研究者の共著であり、「理論と実践の架橋」が意識されていることである。

日本の労働組合は大部分が企業内組合であり、労働協約も企業別に締結されることが多い。それゆえ、日本の労働協約が「一の地域において従業する同種の労働者の大部分」に適用されるという労組法 18 条の要件を満たすことは稀である。労働法の代表的な体系書においても、本制度は「日本では、殆ど問題にならない」という説明だけで済まされていた²⁾。それだけに、いわば「盲腸のような存在」であった本制度を真正面から取り上げた前書は「新鮮な驚き」をもって学界に



● 信山社
2022 年 8 月刊
A5 変・480 頁
定価 4400 円（本体 4000 円）

● ふるかわ・けいいち 弁護士。
● かわぐち・みき 関西大学大学院法務研究科教授。

迎えられた³⁾。しかし、前書刊行から 10 年後、前書の書評において「将来、実務の必要が生じないではない」といみじくも指摘されていた通り⁴⁾、本制度による労働協約の拡張適用が厚生労働大臣によって決定される。1989 年に行われた愛知県知事による直近の決定から 32 年ぶりのことであった。

本書の特徴①、②には以上のような背景がある。地域的拡張適用に関する従来の実践を理論的に分析して前書が著され、前書の内容が活用されて 32 年ぶりの地域的拡張適用が実現し、当該地域的拡張適用の実践を通じて明らかになった課題を本書が再び理論的に分析する（本書はしがき）。本書は、こうした理論と実践との相互往来の産物である。

以下では、本書の内容を紹介した後に若干のコメントを記す。本書のベースとなった前書を詳細かつ確に紹介する書評⁵⁾が既に公表されていることから、屋上屋を架す愚を避けるべく、前書からの変更点および本書の特徴である「理論と実践の架橋」がよく現れている箇所の紹介に重点を置き、各章ごとの内容紹介は最小限に留める。

2 本書の内容

(1) 構成と変更点

本書の構成は以下の通りである。

第 1 部 沿革と実践

第1章	労働協約法制の沿革
第2章	労働協約の具体的役割と機能
第3章	地域的拡張適用申立の全先例
第4章	羊毛染色産業における実践
第5章	大型家電量販店における実践
第2部	理論的考察
第6章	労働協約法理
第7章	地域的拡張適用制度の意義・趣旨・目的
第8章	地域的拡張適用の実質的要件
第9章	地域的拡張適用の手続
第10章	地域的拡張適用の効力・範囲と終了
資料編Ⅰ	労働協約の地域的拡張適用申立の全先例
資料編Ⅱ	ゼンセン同盟による労働協約の地域的拡張適用の実践（1976～1989年）
資料編Ⅲ	UAゼンセン家電関連部会による労働協約の地域的拡張適用の実践（2015～2022年）

前書と比較すると、前書第3章「労働協約の地域的拡張適用の実践」が本書では第3章、第4章に分割されるとともに、大型家電量販店における実践の具体的経緯を描いた第5章および当該実践に係る資料を登載した資料編Ⅲが新設されている。

第2部「理論的考察」の章立てに大きな変更はないが、分量は第8章を除き全体的に削減され、コンパクトになった（計220頁→計176頁）。内容面では、従来の見解を修正した箇所が数箇所ある。主なものとして、④地域的拡張適用の対象には労働協約の規範的部分だけでなく債務的部分も含まれるという見解（前書328頁）が、当該拡張適用の対象には規範的部分のみが含まれ債務的部分は含まれないという見解（本書241頁以下）に、⑤協約当事者組合への加入資格を有しない者は地域的拡張適用の対象（「同種の労働者」「他の同種の労働者」）たりえないという見解（前書354頁）が、組合加入資格を有しない者も当該拡張適用の対象たりうるという見解（本書264頁以下）に、それぞれ修正されている。

(2) 理論と実践の架橋

上述したように、本書の特徴は「理論と実践の架橋」を基調とした考察にある。ここで「実践」とは、

主として、羊毛染色産業および大型家電量販店について地域的拡張適用の決定を得るに至るまでの具体的経緯（ゼンセン同盟およびUAゼンセンによる取組み）を指す。

本書はこの意味での「実践」を本制度の法的課題を析出する契機とし、当該課題を考察する基盤とする。例えば、本書は労働協約制度に関する考察の基本的な視点として、同制度は自ら団結権を行使して活動する組合員の利益を守るための制度であり、組合員以外の労働者を直接の対象とした制度ではないことを第一に挙げる（本書4頁）。この視点は、羊毛染色産業における実践（ゼンセン同盟労働政策局発行のニュースレター（資料編Ⅱ・資料（13）：未組織労働者の労働条件を改善することは組合員自らの労働条件向上と組織拡大に資する）を示唆のひとつとして得られたものと評価できる（本書109頁以下）。他にも、労働協約の拡張適用は労働条件の維持・向上を求める労働者や労働組合側のみならず、公正競争の実現を通じて経営基盤の安定化を求める使用者側の要求にも基礎を持つものであることが上記「実践」およびそれ以外の多数の先例から実証されている（225頁）。これらの視点は本制度の趣旨・目的に関する本書の理解（⑦「一地域」における「同種の労働者」の労働条件の維持・向上、④使用者相互間・労働者相互間の公正競争の実現と使用者の経営の安定化、⑤労働協約の保護と組合員の労働権・生存権の保障、⑥立法課題実現のための基盤整備）の基礎になっているし（本書210頁）、第2部「理論的考察」を通じて展開される労組法18条の個別論点に関する法解釈の基点にもなっている。後者について例えば、労働協約の人的適用範囲が協約当事者たる労働組合の組合員に限定されていない場合でも、協約当事者が地域的拡張適用の申立てにあたって拡張適用の対象を当該組合員に限定すれば、当該組合員以外の労働者は拡張適用の対象にならないとの解釈を導くにあたって、組合員以外の労働者のただ乗りを許さないという協約当事者の判断は本制度の趣旨に合致することが理由として挙げられる（本書326頁以下）。

以上は実践を基礎として理論が構築されていく局面（実践から理論への架橋）であったが、理論を骨格として実践が展開されていく局面（理論から実践への架

橋)を垣間見ることもできる。例えば、本書で新設された第5章「大型家電量販店における実践」では、地域的拡張適用の申立てに至る準備段階で拡張適用を目指す分野を選定する模様が描かれている。それによれば、UAゼンセンは本制度の趣旨・目的である使用者間の公正競争の実現という視点に立ったうえで、企業間の過当競争のために年間所定休日を大幅に削減せざるを得なくなった経験を有し、今後も同様の問題が再発する危険があることを理由のひとつとして大型家電量販店の分野を選定した(本書127頁以下)。本制度に関する理論的考察を踏まえてこそその判断といえよう。

3 コメント

労働協約法研究の大家であった久保敬治は、かつて、「ドイツ・西ドイツ労働協約論がつねに労働法学に対しゆたかな生産性を提供しているのは、労働協約の形態、構造および機能に主として帰因するといわねばならないであろう。要するに労働協約の法的性質論にとっては、概念そのものが問題ではなく、対象の把握が問題である」と述べた⁶⁾。文脈は異なるが、労働協約の地域的拡張適用制度をめぐる法的課題を考察するにあたって、「労働協約の形態、構造および機能」を実証的に把握することが肝要であると思われる。本書は、労働協約が現実に果たす役割・機能の分析(第1章⁷⁾、第2章)から出発して地域的拡張適用申立ての実践を実証的に検討し(第3章～第5章)、それらを踏まえた労組法18条の解釈論を詳らかに展開することで(第7章～第10章)、今後、労働法学が本制度を理論的に考察していくための豊かな土壌を提供することに成功している。

もっとも、前書の書評でも指摘されていたように⁸⁾、本書の第6章は労組法14条から17条までに関する体系的かつ網羅的な解説となっており、先行する議論との繋がりも明確にされていないことから、やや唐突な印象を受ける。本制度の沿革と実践に関する第1章から第5章が緊迫感すら漂わせてスピーディーに展開していくのと対比すると、ここで議論の展開が滞留するとの感が否めない。第7章以降を読み進めていくと第6章の議論は第7章以降の議論を厳密に展開するための下準備であったことが分かるが、前書刊行後に著者自身の手になる浩瀚な体系書⁹⁾が著されていること

を踏まえると、第6章の内容については第7章以降の議論のなかで適宜同書を引用するというかたちもあり得たのではないかと思われた。

さらに欲を言えば、ここまで興味深い歴史的分析が行われている以上、本制度に関する比較法的分析も読んでみたいと思われた。本書でも、末弘巖太郎が紹介したフランスの労働協約制度と日本で昭和初期に普及した労働協約との関連が示唆されているし(本書21頁以下)、ドイツにおける一般的拘束力宣言制度が本制度の「有力な範型」¹⁰⁾であることは周知のところである。これらの国を対象とする比較法的分析は、本制度に関する考察にさらなる豊かな実りをもたらすにちがいない。

いずれにせよ、本書は労組法18条の地域的拡張適用制度を中心に労働協約法制に関する刺激に満ちた議論を数多く含み、同時に、労働実務における動向との関係でアクチュアリティを備えるものでもある¹¹⁾。多くの方に一読をお薦めする。今後、本書を含む労働法学における議論と労働実務における地域的拡張適用の実践(理論と実践との相互往来)がさらに活発に行われることを期待したい。

- 1) 古川景一＝川口美貴『労働協約と地域的拡張適用——UIゼンセン同盟の実践と理論的考察』(信山社, 2011年)。
- 2) 石川吉右衛門『労働組合法』(有斐閣, 1978年) 190頁。
- 3) 中窪裕也「古川景一・川口美貴著『労働協約と地域的拡張適用——UIゼンセン同盟の実践と理論的考察』」『日本労働研究雑誌』624号 88頁。
- 4) 野田進「書評 ほこりをかぶっていた労組法18条に新たに光を当てた研究書 古川景一・川口美貴著『労働協約と地域的拡張適用——UIゼンセン同盟の実践と理論的課題』」労働法律旬報1765号 17頁。
- 5) 野田・前掲注4) 16頁、中窪・前掲注3) 88頁。
- 6) 久保敬治『労働協約の法理論』(総合労働研究所, 1978年) はしがき。
- 7) 本制度の沿革を第一次大戦時にまで遡って検討する第1章はそれ自体が極めてエキサイティングな歴史研究であると同時に、本制度が「敗戦後に突如として天から降りてきた」「観念論的産物」(本書19頁)ではなく、当時の具体的実践を背景として形成された「理論と実践の架橋」の成果であることを示すことで(本書31頁, 38頁)、本書の議論要式が説得力を有することの傍証にもなっている。
- 8) 中窪・前掲注3) 90頁。
- 9) 川口美貴『労働法(第7版)』(信山社, 2023年)。
- 10) 東京大学労働法研究会編『注釈労働組合法 下巻』(有斐閣, 1982年) 862頁。
- 11) 本書刊行後の2023年4月11日、青森県、岩手県、秋田県の大型家電量販店に雇用される労働者を対象とする労働協約

の拡張適用が厚生労働大臣によって新たに決定された (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/roudoukumiai/index_00005.html : 2023年6月30日閲覧)。

うえむら・あらた 関西大学法学部准教授。労働法専攻。